

外部交通の取扱要領の公表

従 前

- ・各施設における面会待合室での掲示
- ・個別照会に対する一般的な回答

改善策

現状に加え、
外部交通を円滑に行うことができるよう、その
取扱要領を適宜の方法により公表

実施状況

平成16年3月31日から公表

法務省ホームページに「受刑者との面会や手紙の授受について」と題する外部交通の取扱要領を掲載している。

【掲載内容】

受刑者との面会について

- ・面会の相手方、面会回数、面会時間、留意事項など

受刑者との手紙の授受について

- ・授受の相手方、授受回数、内容に関する留意事項など

受刑者への差入れについて

- ・差入れできる物品、差入れの受付時間など

施設ごとの実情に即した内容を適宜の方法で広報
することを検討中